

平成18年8月8日

株 主 各 位

東京都千代田区富士見一丁目11番2号

日本化薬株式会社

取締役社長 島田 紘一郎

第149回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第149回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成18年8月29日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年8月30日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区富士見一丁目11番2号
当社本店(東京富士見ビル) 2階会議室

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第149期(平成17年6月1日から平成18年5月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第149期(平成17年6月1日から平成18年5月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件
- 第6号議案 監査役の報酬等の額改定の件

4. その他株主総会招集に関する決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本通知の添付書類および株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nipponkayaku.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成17年6月1日から
平成18年5月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

(1) 事業の状況

当期のわが国経済は、企業収益の改善や需要の拡大によって設備投資が増加し、雇用情勢の改善が家計の所得改善につながり個人消費が増加するなど、景気が緩やかに回復し、堅調に推移しました。

化学品産業は、デジタル家電などIT関連分野を中心に、全般的に拡大基調にあります。原油価格の高騰による原材料の値上げ基調は依然として続いており、また、近隣諸国との競争激化による価格下落等の影響も受け、厳しい状況が続きました。

医薬品産業は、平成18年4月に薬価が改定され、薬剤費の抑制傾向がますます強まり、新薬の研究開発や販売ではグローバルな競争が一段と活発化するとともに、ジェネリック医薬品の需要も拡大し、生き残りをかけた企業間競争が展開されてきました。

このような状況におきまして、当社グループは、①事業戦略推進の強化、②全社的な研究開発強化、③グループ管理・スタッフ部門の強化を重点施策とした構造改革を推進してまいりました。

この結果、当期の連結売上高は、電子情報材料関連が好調に推移したことなどから、1,400億2千6百万円と、前期に比べ58億2千1百万円(4.3%)増加しました。連結経常利益は、売上の増加、コストダウン等により、143億6千6百万円と、前期に比べ39億6千7百万円(38.2%)増加しました。連結当期純利益は、与野宅跡地の売却益等により96億4千1百万円と、前期に比べ43億2千5百万円(81.4%)増加しました。

事業別（連結）の売上高および概況は次のとおりです。

事業	当期		前期		対前期比	
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
機能化学品事業	73,133	52.2	64,574	48.1	8,558	13.3
機能性材料	16,407	11.7	15,448	11.5	958	6.2
電子情報材料	40,476	28.9	36,181	27.0	4,294	11.9
触媒	2,661	1.9	2,574	1.9	87	3.4
セイフティシステムズ	13,587	9.7	10,370	7.7	3,217	31.0
医薬事業	39,774	28.4	39,660	29.6	114	0.3
化学品事業	24,028	17.2	26,843	20.0	△2,815	△10.5
アグロ	8,246	5.9	11,333	8.4	△3,086	△27.2
色材	9,608	6.9	9,269	6.9	338	3.7
火薬	6,173	4.4	6,241	4.7	△67	△1.1
その他事業	3,089	2.2	3,126	2.3	△37	△1.2
合計	140,026	100.0	134,205	100.0	5,821	4.3

(注) 記載の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しておりますので、加減の結果が一致しない場合があります。以下同じです。

【機能化学品事業】

売上高は、731億3千3百万円となり、前期に比べ85億5千8百万円(13.3%)増加しました。

機能性材料事業は、半導体封止材用エポキシ樹脂が好調に推移し、前期を上回りました。

電子情報材料事業は、カラーインクジェットプリンター用色素、液晶ディスプレイ用シール材、光ディスク用樹脂等が順調に推移し前期を上回りましたが、レンズ用樹脂は前期を下回りました。光学機能性フィルムは、株式会社ポラテクノの液晶プロジェクタ用部材等の回復が遅れましたが、プラズマディスプレイ用フィルムは好調に推移しました。電子情報材料事業全体では、前期を上回りました。

触媒事業は、アクリル酸製造用触媒の輸出が順調に推移し、前期を上回りました。

セイフティシステムズ事業は、エアバッグ用インフレータは前期を若干下回りましたが、シートベルトプリテンショナー用マイクロガスジェネレータは国内、海外ともに好調に推移し、前期を上回りました。セイフティシステムズ事業全体では、前期を上回りました。

機能化学品事業全体の営業利益は、101億7千7百万円となり、前期に比べ30億2千9百万円(42.4%)増加しました。

【医薬事業】

売上高は、397億7千4百万円となり、前期に比べ1億1千4百万円(0.3%)増加しました。

国内向け製剤は、新製品「動注用アイエーコール」(抗がん剤)、「エビルピシン注メルク」(抗がん剤)および導入品「カルセド」(抗がん剤)が売上に寄与し、「イムシスト」(抗がん剤)、「カルボメルク」(抗がん剤)、「サリグレンカプセル」(口腔乾燥症状改善剤)等は順調に推移し前期を上回りましたが、「フェアストン錠」(抗がん剤)、「ミリスロール注」(血管拡張剤)等が前期を下回りました。

輸出は、ブレオ類(抗がん剤)は減少しましたが、エトポシド類(抗がん剤)の原薬が好調に推移し、全体では前期を上回りました。

原薬は、原料医薬品受託を中心に好調に推移し、前期を上回りました。

診断薬は「ラナザイムST-439プレート」(乳がん診断薬)が堅調に推移し、前期を上回りました。

医薬事業全体の営業利益は、54億9千9百万円となり、前期に比べ6億3千9百万円(13.2%)増加しました。

【化学品事業】

売上高は、240億2千8百万円となり、前期に比べ28億1千5百万円(10.5%)減少しました。

アグロ事業は、輸出は前期並みでしたが、国内については売上計上方式の変更等により全体では前期を下回りました。

色材事業は、繊維用染料の輸出が好調に推移し、全体では前期を上回りました。

火薬事業は、国内需要の減少により前期を下回りました。

化学品事業全体の営業利益は、18億8千4百万円となり、前期に比べ2百万円(0.1%)減少しました。

【その他事業】

売上高は、30億8千9百万円となり、前期に比べ3千7百万円(1.2%)減少しました。

営業利益は、15億2千6百万円となり、前期に比べ4千4百万円(3.0%)増加しました。

【研究開発活動】

研究開発活動につきましては、当社グループの保有する種々の技術の融合をベースにして、次世代の新製品・新事業の創出を図り長期的視野に立って全社的な研究開発体制を強化するため、平成17年12月に社長執行役員を委員長とする「研究開発委員会」および全社横断的研究開発組織である「研究開発本部」を新設し、全

社の研究開発を統括して研究開発戦略を推進する体制としました。また、東京事業区(東京都北区)を「研究開発および事業創生エリア」に位置づけ、平成18年1月には東京事業区に「統合研究棟」を完成させて、各事業の研究者・研究機器を集中し、技術と人材の「連携と融合」を図る体制を整えました。

また、全社のかつ長期的視点に立った研究活動として、平成15年度に「コーポレートテーマ推進制度」を設立し、平成17年度にはナノテクノロジーをベースにした新規がん治療法や次世代インフレータの開発などのプロジェクトを推進してまいりました。本制度では産官学との共同研究を積極的に推進しており、各プロジェクト研究により次世代基盤技術を構築し、新事業の創生・新製品の創出を図っております。

機能化学品事業では、電材・情報関連機能材、特に携帯電話・薄型テレビ・DVD等デジタル家電用の各種機能材料の開発、およびアクリル酸・メタクリル酸製造用高性能触媒等の開発を引き続き推進し、逐次市場へ投入しております。自動車安全関連事業では、エアバッグ用インフレータ、シートベルトプリテンショナー用マイクロガスジェネレータ、半導体技術を応用した次世代スクイブ等の開発を推進しております。

医薬事業では、平成18年4月に「NS75A」(不妊症治療薬)の承認を取得しました。また、「SL-1100」(更年期障害治療薬)が承認審査中です。

医薬製剤の開発過程にあるものとして、高分子担体によってナノ微粒子化するDDS(ドラッグデリバリーシステム)技術を既存抗がん物質に適用して治療効果を高めた薬剤2種の臨床試験を進めております。自社創生抗がん剤2種の第I相臨床試験も開始しました。

欧州においては、「NKT-01」がウエゲナー肉芽腫症治療薬としてオーファンドラッグ(希少疾患薬)開発品目に指定され、後期第II相臨床試験を行いました。

このほか、主要領域と位置づけているがん領域の製品群を増強するため、製品および開発品の導入・共同開発、ならびに社会的要請の高まっているジェネリック医薬品についても積極的に取り組んでおります。

原薬事業では、ジェネリック医薬品原体、高薬理活性物質等の受託ビジネス等、研究開発を通じた事業の拡大を目指しております。診断薬事業では、糖尿病診断薬の米国における展開を図っております。

アグロ事業では、IPM(総合的病害虫管理)による防除に則した新規農薬製剤や生物農薬等の開発を進めております。色材事業では、色材に加え繊維・紙用機能性薬剤の開発に取り組んでおります。また、火薬事業では、新製品「ランデックス」(粒状エマルジョン爆薬)の普及を推進しております。

【環境・安全・品質保証】

環境につきましては、環境管理の国際規格である「ISO14001」に基づき当社全6工場が改善を図っております。また、VOC排出量（環境汚染を測る重要な指標の一つ）、廃棄物、省エネルギーに関しては特に環境数値目標を定め、全社マスタープランに沿って活動を進めております。

安全につきましては、日本化学工業協会、日本レスポンシブルケア協議会から当社の鹿島工場、機能化学品研究所の2事業場が平成17年6月に安全努力賞を受賞いたしました。また、これら環境・安全活動を中心にまとめました「環境安全／サステナビリティ・レポート2005」を平成18年1月に発行いたしました。

品質保証につきましては、品質保証の国際規格である「ISO9001」の認証の統合・再編を組織変更に合わせて行い、研究開発から製造および販売まで一貫したシステムを維持しております。また、海外グループ会社でも当期中に新たに1社が認証を取得し、グループ全体で「法令遵守」ならびに「顧客満足の向上と事業計画の達成」に効果的なシステムとして充実を図っております。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額（発注額）は144億9千4百万円でした。

当期中に完成した設備のうち主なものは、当社統合研究棟（東京都）、当社厚狭工場の医薬原薬製造設備、当社姫路工場の技術・管理センター棟、インデット セイフティ システムズ a.s.（チェコ）およびライフスパーク Inc.（アメリカ）のスクイブ等増産設備です。

また、来期以降完成予定の主要設備は、当社福山工場の機能性フィルム製造設備、当社厚狭工場の触媒増産設備、当社高崎工場の注射剤増産設備、当社姫路工場のエアバッグ用インフレーター等増産設備、インデット セイフティ システムズ a.s.（チェコ）およびライフスパーク Inc.（アメリカ）のスクイブ等増産設備です。

(3) 資金調達の状況

株式会社ボラテクノにおいて平成18年3月3日のジャスダック証券取引所への上場之际、公募により23,100株を発行し、総額43億4千2百万円（資本金17億6千7百万円、資本準備金25億7千5百万円）の資金調達を行っております。さらに同社は、平成18年3月28日に野村證券株式会社に対して第三者割当による新株を発行し、総額2億1千6百万円（資本金8千7百万円、資本準備金1億2千8百万円）の資金調達を行っております。

(4) 事業の譲渡および譲受けの状況

当期中、特記すべき事業の譲渡および譲受けは行っておりません。

なお、平成18年6月1日付で、カヤフロック株式会社はその所有する高分子凝集剤事業をハイモ株式会社に譲渡しました。

(5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得の状況

当期中、特記すべき他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況

無錫先進化薬化工有限公司は、染料等を販売しておりました東棉化薬化工貿易(上海)有限公司と平成18年3月3日付で合併し、無錫先進化薬化工有限公司が存続会社となっております。

(7) 対処すべき課題

新事業・新製品の創生に長年の歳月を必要とする当社グループのような製造業においては、中長期的なビジョンが必要であると考えております。

当社グループはここ数年、事業の集中と選択を進めてきておりますが、一方で多くの分野の事業を手がけ、適切な企業集団を形成していくことが成長の重要な戦略と位置づけております。各事業が保有する有形、無形の資産を活用、或いは融合することによる効果は大きいと考えております。

研究設備・生産設備といった物的資産は相互に利用することで財産の効率的な運用が図られるとともに、研究開発における基盤技術や特許、或いは生産における技術やノウハウといった各事業が個々に保有する知的資産は、それらを融合することで新たな展開が生まれ、新事業・新製品の創生が加速されることにもなります。例えば、色素技術を応用したインクジェットプリンター用色素や色素技術と樹脂技術を融合した光学機能性フィルムなどの電子情報材料、火薬技術を応用した自動車安全部品、高分子技術を応用した抗がん剤DDS製剤の開発など、独自の特長ある新事業および新製品の創生に注力しております。

その意味で、多くの事業分野を持つこと、かつ、それらを一体的に経営することが企業価値の増大に繋がり、株主の皆様との共同の利益に資するものと考えております。

当社グループの基本戦略は、市場と顧客を重視しニッチ市場をターゲットに社内外の技術の融合を武器とした事業戦略をスピーディに実行することです。この基本戦略のもとに、成長市場を「情報通信分野」、「医療分野」、「安全分野」と定め、企業規模に合ったグローバルなニッチ市場で、効率的な事業展開を図り、発展、成長を目指してまいります。

情報通信分野では、IT関連市場のニーズ変化に応じた環境対応型の新規エポキシ樹脂、電子材料および情報関連向け各種機能材、インクジェットプリンター用色素、光学機能性フィルム、液晶プロジェクタ用部材等を伸長させるとともに、さらに付加価値の高い新製品の開発を目指してまいります。

医療分野では、既存品の販売維持とともに抗がん剤関連のジェネリック医薬品の販売拡大および導入品の早期立ち上げに注力してまいります。また、ナノテクノロジーを駆使した抗がん剤DDS製剤の開発を加速させ、早期の上市を目指してまいります。

安全分野では、エアバッグ用インフレーターの新製品の拡大およびシートベルトブリテンションナー用マイクロガスジェネレータの日米欧中四極体制での製造・販売によりグローバルな事業拡大を図ります。

当社グループは、「情報通信分野」・「安全分野」を重点分野とする「機能化学品事業」および「医療分野」を重点分野とする「医薬事業」を成長促進事業に位置づけ、経営資源を重点的に集中させてスピード感ある研究開発で発展、成長を目指してまいります。また、「化学品事業」を安定収益事業に位置づけ、コストダウンの徹底や市場ニーズに応える新製品を投入し、安定的な利益の確保を目指してまいります。

さらに、「研究経営委員会」および全社横断的研究開発組織である「研究開発本部」の新設と「統合研究棟」の完成により全社的な研究開発体制を強化し、事業の横断的な連携と多様な技術の融合を進め、新事業および新製品の創生を一層加速してまいります。

当社グループは、企業価値の最大化を目指して株主の皆様のご期待にお応えしていくとともに、企業活動を展開するにあたって、コーポレート・ガバナンスや内部統制システムを強化し、コンプライアンスの徹底に努め、経営の健全性・透明性を高めてまいります。

今後とも、事業全般にわたり、安全操業はもちろん、環境への配慮を重視し、高い倫理観をもって事業運営を行ってまいりますので、株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 財産および損益の状況の推移

(1) 当社および子会社からなる企業集団の財産および損益の状況の推移

項目 \ 期別	第146期 (14/6～15/5)	第147期 (15/6～16/5)	第148期 (16/6～17/5)	第149期 (17/6～18/5)
売上高	123,431 百万円	128,016 百万円	134,205 百万円	140,026 百万円
経常利益	9,148 百万円	9,826 百万円	10,399 百万円	14,366 百万円
当期純利益	2,780 百万円	3,926 百万円	5,315 百万円	9,641 百万円
1株当たり当期純利益	14.92 円	21.22 円	28.87 円	52.92 円
総資産	179,117 百万円	179,823 百万円	181,364 百万円	205,308 百万円
純資産	96,204 百万円	100,207 百万円	103,810 百万円	127,030 百万円
連結子会社	19 社	20 社	18 社	21 社
持分法適用会社	2 社	2 社	2 社	2 社

(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 第149期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

上記表中「純資産」に関しては、第148期までは資本の部の合計金額を、第149期は純資産の部の合計金額を記載しております。

(2) 当社単体の財産および損益の状況の推移

項目 \ 期別	第146期 (14/6～15/5)	第147期 (15/6～16/5)	第148期 (16/6～17/5)	第149期 (17/6～18/5)
売上高	94,228 百万円	96,278 百万円	97,761 百万円	99,685 百万円
経常利益	5,922 百万円	7,053 百万円	7,308 百万円	8,256 百万円
当期純利益	2,242 百万円	3,817 百万円	4,764 百万円	2,942 百万円
1株当たり当期純利益	12.06 円	20.69 円	25.88 円	16.18 円
総資産	143,638 百万円	145,096 百万円	145,798 百万円	156,211 百万円
純資産	90,425 百万円	94,357 百万円	97,221 百万円	99,720 百万円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 第149期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

上記表中「純資産」に関しては、第148期までは資本の部の合計金額を、第149期は純資産の部の合計金額を記載しております。

3. 第146期および第147期の株主配当金はそれぞれ1株につき11円、第148期の株主配当金は1株につき11円70銭でした。

3. 重要な子会社の状況（平成18年5月31日現在）

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ポラテクノ	3,095百万円	50.1 %	液晶ディスプレイ材料の製造・販売
株式会社カヤテック	320百万円	100.0 %	産業用火薬類の販売、危険性評価試験
日本化薬フードテック株式会社	300百万円	100.0 %	食品、食品品質保持剤、食品添加物等の製造・販売
株式会社日本化薬福山	100百万円	100.0 %	合成樹脂、染料料等の製造業務請負
株式会社ナイガイニッカ	22百万円	100.0 %	化学製品等の販売
カヤフロック株式会社	20百万円	*100.0 %	高分子凝集剤等の製造・販売
ライフスパーク Inc.	35,900千米ドル	100.0 %	スクイブ、マイクロガスジェネレータの製造・販売
無錫先進化薬化工有限公司	10,000千米ドル	80.0 %	染料等の製造・販売
インデットセイフティシステムズ a.s.	250百万 チェココナ	100.0 %	スクイブ、マイクロガスジェネレータの製造・販売
モクステック, Inc.	24千米ドル	* 49.9 %	液晶プロジェクト用部材等の製造・販売

(注) 1. *印は間接所有を含む比率で表示しております。

- 株式会社ポラテクノは、平成18年3月3日のジャスダック証券取引所への上場に際し公募により増資を行い、また平成18年3月28日に第三者割当により増資を行い、資本金が合計で18億5千5百万円増加しました。
- 無錫先進化薬化工有限公司は、平成18年3月3日付で実施した東棉化薬化工貿易(上海)有限公司との合併およびその後行った増資により、資本金が合計で4,000千米ドル増加しました。(資本金増加後の当社の出資比率は上記のとおりであります。)
- 株式会社ナイガイニッカは、同じく当社子会社であるエヌ・エス・カラーテクノ株式会社と平成18年6月1日付で合併し、株式会社ニッカファインテクノとなりました。

4. 主要な事業内容（平成18年5月31日現在）

事業		主要製品
機能化学品事業	機能性材料	エポキシ樹脂、エポキシ樹脂用硬化剤、合成樹脂用難燃剤、紫外線硬化型樹脂、ポリイミド・ポリアミド樹脂、高分子凝集剤、高機能化学品
	電子情報材料	光学機能性フィルム、光ディスク用部材、光学部材、機能性色素、カラーインクジェットプリンター用色素、液晶プロジェクタ用部材
	触媒	アクリル酸製造用触媒、メタクリル酸製造用触媒、プラントライセンスビジネス
	セーフティシステムズ	エアバッグ用インフレーター、シートベルトプリテンショナー用マイクロガスジェネレーター、スクイブ
医薬事業		抗悪性腫瘍剤、神経系薬剤、循環器用薬剤、消化器用薬剤、代謝性薬剤、抗生物質製剤、消炎鎮痛パップ剤、医薬原薬・中間体、食品・食品添加物、食品品質保持剤、動物用医薬品、飼料・飼料添加物、診断薬
化学品事業	アグロ	殺虫剤、除草剤、殺菌剤、殺ダニ剤、防疫用殺虫剤、土壌殺菌剤、動物忌避剤、生物農薬
	色材	分散染料、カチオン染料、酸性染料、反応染料、直接染料、硫化染料、蛍光染料、繊維・紙用機能性薬剤、非繊維用特殊色材
	火薬	産業用爆薬、黒色火薬、電気雷管、導火管付け雷管、コンクリート破砕器、危険性評価試験、火工品
その他事業		不動産事業

5. 主要な営業所および工場（平成18年5月31日現在）

(1) 当社の主要な営業所および工場

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都千代田区	姫路工場	兵庫県姫路市
東部支社	東京都千代田区	鹿島工場	茨城県神栖市
西部支社	大阪府中央区	機能化学品研究所	東京都北区
福山工場	広島県福山市	医薬研究所	東京都北区
厚狭工場	山口県山陽小野田市	セーフティシステムズ開発研究所	兵庫県姫路市
高崎工場	群馬県高崎市	アグロ研究所	埼玉県上尾市
東京工場	東京都北区		

(注)1. 平成17年12月1日に実施いたしました当社内の組織改革により「研究開発本部」を新設し、その下に「機能化学品研究所」「医薬研究所」「セーフティシステムズ開発研究所」「アグロ研究所」を設置いたしました。

2. 平成18年6月1日付で「アグロ研究所」は茨城県神栖市に移転いたしました。

(2) 当社子会社の主要な営業所および工場

《国内》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
株式会社ポラテクノ	新潟県上越市	株式会社カヤテック	東京都北区
日本化薬フードテック株式会社	群馬県高崎市	株式会社日本化薬福山	広島県福山市
株式会社ナイガイニッカ	東京都千代田区	カヤフロック株式会社	東京都北区

《海外》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
ライフスパーク Inc.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州	無錫先進化薬化工有限公司	中華人民共和国 江蘇省
インデットセイフティシステムズ a.s.	チェコ共和国 フゼチン市	モクステック, Inc.	アメリカ合衆国 ユタ州

6. 従業員の状況 (平成18年5月31日現在)

事業区分	従業員数	前期末比増減
機能化学製品事業	2,120 [166] 名	270 [—] 名
医薬事業	1,154 [80]	△ 42 [△ 12]
化学製品事業	866 [106]	18 [1]
その他事業	3 [7]	2 [5]
全社 (共通)	157 [—]	3 [△ 6]
合計	4,300 [359]	251 [△ 12]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

7. 主要な借入先

借入先	借入額残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,173 百万円
独立行政法人 環境再生保全機構	1,805
日本政策投資銀行	1,398
株式会社みずほ銀行	1,130

II. 会社の状況に関する事項(以下の内容は、平成18年5月31日現在の状況であります。)

1. 株式に関する事項

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1)発行済株式の総数 | 182,503,570株 |
| (2)株主数 | 25,119名(前期比 695名減) |
| (3)大株主 | |

当社の発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主はおりません。

2. 会社役員に関する事項

(1)取締役および監査役に関する事項

代表取締役社長	(社長執行役員)	島田 紘一郎
代表取締役	(専務執行役員、経営戦略本部長 兼 研究開発本部長)	北澤 英俊
取締役	(常務執行役員、機能化学品事業本部長)	小牧 正雄
取締役	(常務執行役員、グループ管理本部長)	千葉 皓一
取締役	(常務執行役員、化学品事業本部長)	福島 良昭
取締役	(常務執行役員、医薬事業本部長)	萬代 晃
取締役	(常務執行役員、セイフティシステムズ事業担当)	池田 義之
取締役	(株式会社ポラテクノ代表取締役社長)	高瀬 光市
常任監査役	(常勤)	大島 祐吉
監査役		小澤 祐吉
監査役	(公認会計士)	斎藤 昭一
監査役	(弁護士)	太田 洋

- (注)1. 取締役北澤英俊氏は、平成17年8月30日開催の取締役会において新たに代表取締役に選任され、就任いたしました。
2. 平成17年8月30日開催の第148回定時株主総会終結の時をもって、才野哲之氏は取締役を辞任いたしました。
3. 取締役高瀬光市氏は、株式会社ポラテクノの子会社である無錫宝来光学科技有限公司の董事長を兼務しております。
4. 監査役小澤祐吉氏は、平成17年11月30日付で明治安田生命保険相互会社代表取締役副社長を辞任いたしました。
5. 監査役大島祐氏は長年にわたり弊社経理部で経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役斎藤昭一氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役太田洋氏は弁護士の資格を有しており、また企業防衛等の実務に長年にわたり携わっている、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

【ご参考】〔取締役を兼務しない執行役員〕

執行役員	(生産技術本部長)	西井國夫
執行役員	(グループ管理本部 人事部長)	松永克彦
執行役員	(機能化学品事業本部 電子情報材料事業部長)	下宮敬三
執行役員	(医薬事業本部 医薬開発本部長)	才野哲之
執行役員	(医薬事業本部 企画室長)	河崎健治
執行役員	(グループ管理本部 東京事業区管理センター長 兼 東京工場長)	石井繁
執行役員	(研究開発本部 知的財産部長)	藤井正明
執行役員	(セイフティシステムズ事業部長)	酒井明
執行役員	(化学品事業本部 アグロ事業部長)	和田州生
執行役員	(グループ管理本部 経理部長)	浅川幸久
執行役員	(機能化学品事業本部 企画室長)	山中信行
執行役員	(高崎工場長)	若海弘幸

(2) 社外監査役に関する事項

① 他の株式会社の社外役員の兼任状況

小澤 監査役	三菱製紙株式会社 社外監査役
斎藤 監査役	日本ライトン株式会社 社外監査役
太田 監査役	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 社外監査役 電気興業株式会社 社外取締役

(注) 小澤祐吉氏は、平成18年6月29日付で三菱製紙株式会社監査役を辞任いたしました。

② 主な活動状況

平成17年度の取締役会には、小澤監査役が12回中12回、斎藤監査役および太田監査役が12回中11回出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べています。

平成17年度の監査役会には、小澤監査役が12回中12回、斎藤監査役および太田監査役が12回中11回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

また、経営トップとの定期的な意見交換会を実施するとともに、適宜、工場、グループ会社等の現場往査を行っています。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役	14名	435百万円
監査役	4名	48百万円 (うち社外 3名 22百万円)

(注) 上記の取締役の報酬等の総額には、平成17年8月に利益処分として支給した役員賞与55百万円、および当期中に役員賞与引当金として費用処理した140百万円を含んでおります。

3. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 新日本監査法人
- (2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額
36百万円
- (3) 当社および当社連結子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
52百万円
- (4) 重要な連結子会社の計算関係書類監査を行う者に関する事項

当社の重要な連結子会社のうち、ライフスパーク Inc.、無錫先進化薬化工有限公司、インデット セイフティ システムズ a.s.、モクステック, Inc.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または証券取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

Ⅲ. 会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月30日開催の取締役会で「業務の適正を確保するための体制」の構築の基本方針として下記のとおり決議いたしました。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 行動憲章・行動基準を制定し、取締役および使用人に徹底するものとする。
 - ② 倫理委員会を設置し、当該委員会は法令・社内規程の遵守に関する方針の決定および法令・社内規程違反事案への対応と再発防止策の検討・決定を行うものとする。
 - ③ 倫理委員会規程を制定し、適宜見直しを行うものとする。
 - ④ コンプライアンス担当部門としてリスク管理推進部コンプライアンス担当を設置し、当該担当はコンプライアンス行動計画の策定および実施、ならびに倫理委員会の運営に関する事務・調整を行うものとする。
 - ⑤ コンプライアンス担当は、取締役および使用人に対しコンプライアンス教育研修を定期的 to 実施し、コンプライアンスを尊重する意識を高めるものとする。
 - ⑥ 内部監査部門として監査部を設置し、当該部はコンプライアンス担当と連携し法令等の遵守状況を監査するものとする。
 - ⑦ 法令・社内規程上疑義のある行為について、使用人が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置し運営するものとする。
 - ⑧ 法令・社内規程に違反する行為については就業規則に従って対応することとする。
 - ⑨ 情報開示委員会を設置し、当該委員会はディスクロージャー体制の整備を行うものとする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、文書取扱規程等の文書等の作成、保存および廃棄等に関する社内規程に従うものとする。
 - ② 取締役の職務の執行に係る文書等について、取締役および監査役は必要に応じて閲覧できることとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 危機管理委員会を設置し、当該委員会は危機管理体制の構築、危機発生時の対応および再発防止策の立案にあたるものとする。

- ② 危機管理委員会規程および危機管理マニュアルを制定し、定期的な見直しを実施することとする。
 - ③ リスクマネジメント統括部門としてリスク管理推進部リスクマネジメント担当を設置し、当該担当は危機管理委員会の運営に関する事務・調整を行うものとする。
 - ④ リスクマネジメント担当は全社的なリスクを把握し、リスク毎の責任部署を設定し具体的対応策を策定するものとする。また、新たに発生したリスクについては、速やかに責任部署を定めることとする。
 - ⑤ リスクマネジメント担当は、リスク管理に関する教育研修を定期的実施するものとする。
 - ⑥ 監査部を設置しリスクマネジメントに関する監査を行うものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 事業計画を策定し達成すべき目標を明確化するとともに、取締役会を毎月開催するほか、必要に応じ適宜開催し、取締役会規程に定める経営および業務執行に関する重要事項について決議することとする。
 - ② 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を進め、かつそれぞれの機能強化を図るため、執行役員制度を採用するものとする。
 - ③ 経営会議規程に定める経営および業務執行に関する重要事項について経営会議において定期的に審議するものとする。
 - ④ 職務権限規程に基づき業務組織、業務分掌を定め、責任者ならびにその職務の範囲および責任権限を定めるものとする。
- (5) 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 各子会社において、行動憲章・行動基準等を策定し、それを遵守することとする。当社はその策定・遵守状況に関し各子会社より報告を受けるものとする。
 - ② 連結グループ経営規程を定め、当該規程に基づきグループのセグメント別事業に関して責任を負う子会社管理担当部門を定めることとする。
 - ③ 上場会社を除く子会社が重要な経営判断をしようとする場合には、当社と協議するものとする。
 - ④ 各子会社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。
 - ⑤ 各子会社においてリスク管理体制を構築し、それを維持することとする。
 - ⑥ 法令上疑義のある行為等について、子会社の使用人が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置し運営することとする。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は、監査業務に必要な事項を監査部に依頼することができるものとする。
 - ② 監査部を通じ監査役より上記の依頼を受けた使用人は、その依頼に関して取締役および上位職位の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、経営会議および経営戦略会議等重要な会議に出席し、意見を述べるることができるものとする。
 - ② 取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事象が発生または発生する恐れがあるとき、取締役および使用人が違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事象が発生したときは、監査役に報告するものとする。
 - ③ 監査部は、内部監査の結果を監査役に報告するものとする。
- (8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役から会社情報の提供を求められたときには、取締役および使用人は遅滞なく提供できるようにするなど、監査役監査の環境を整備するよう努めるものとする。
 - ② 監査役は代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また監査部との連携を図るものとする。

連結貸借対照表

(平成18年5月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	108,644	流動負債	41,619
現金及び預金	17,979	支払手形及び買掛金	16,881
受取手形及び売掛金	45,627	短期借入金	4,868
有価証券	8,985	未払金	12,446
たな卸資産	26,649	未払法人税等	1,276
繰延税金資産	2,167	未払費用	4,391
その他	7,304	繰延税金負債	0
貸倒引当金	△ 69	返品調整引当金	62
固定資産	96,663	割戻引当金	348
有形固定資産	62,754	役員賞与引当金	145
建物及び構築物	32,089	設備関係支払手形	71
機械装置及び運搬具	15,169	その他	1,124
土地	7,891	固定負債	36,659
建設仮勘定	4,814	長期借入金	7,175
その他	2,789	繰延税金負債	6,050
無形固定資産	7,608	退職給付引当金	8,025
営業権	2,867	役員退職給与引当金	61
連結調整勘定	397	修繕引当金	578
その他	4,343	長期預り金	14,168
投資その他の資産	26,300	その他	598
投資有価証券	22,017	負債合計	78,278
長期貸付金	200	(純資産の部)	
長期前払費用	2,528	株主資本	109,000
繰延税金資産	252	資本金	14,932
その他	1,356	資本剰余金	17,264
貸倒引当金	△ 54	利益剰余金	77,201
		自己株式	△ 398
		評価・換算差額等	6,375
		その他有価証券評価差額金	5,216
		為替換算調整勘定	1,158
		少数株主持分	11,653
資産合計	205,308	純資産合計	127,030
		負債及び純資産合計	205,308

(記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。)

連結損益計算書

（平成17年6月1日から
平成18年5月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		140,026
売 上 原 価	87,074	
返品調整引当金戻入益	46	
返品調整引当金繰入損	62	△ 15
売 上 総 利 益		52,935
販売費及び一般管理費	39,715	
営 業 利 益		13,219
（営業外収益）		
受取利息及び配当金	430	
持分法による投資利益	444	
その他営業外収益	1,555	2,430
（営業外費用）		
支払利息	430	
その他営業外費用	854	1,284
経 常 利 益		14,366
（特別利益）		
固定資産売却益	8,469	
貸倒引当金戻入差額	20	
投資有価証券売却益	7	8,497
（特別損失）		
固定資産処分損	3,529	
連結調整勘定償却	315	
減損損失	192	
環境対策費用	129	
関係会社株式売却損	47	
関係会社株式評価損	11	
貸倒引当金繰入額	5	
貸倒損失	3	4,234
税金等調整前当期純利益		18,629
法人税、住民税及び事業税	3,622	
法人税等調整額	3,748	7,370
少数株主利益		1,616
当 期 純 利 益		9,641

（記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

(平成17年6月1日から
平成18年5月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本					評価・換算差額等			少数株 主持分	純資産 合計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自 己 株 式	株主資本 合 計	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	評 価・換 算差額等 合 計		
平成17年5月31日 残高	14,932	17,260	68,109	△ 294	100,007	3,231	571	3,803	6,805	110,616
連結会計年度中 の変動額										
剰余金の配当			△ 1,128		△ 1,128					△ 1,128
剰余金の配当 (中間配当)			△ 1,000		△ 1,000					△ 1,000
利益処分による 役員賞与			△ 65		△ 65					△ 65
当期純利益			9,641		9,641					9,641
自己株式の 取得				△ 111	△ 111					△ 111
自己株式の 処分		4		7	11					11
連結子会社の 合併による減少			△ 60		△ 60					△ 60
連結子会社の 増加による増加			80		80					80
連結子会社の 増資による 持分変動差益			1,624		1,624					1,624
株主資本以外の項 目の連結会計年度 中変動額(純額)					-	1,985	586	2,572	4,847	7,420
連結会計年度中 の変動額合計	-	4	9,092	△ 103	8,993	1,985	586	2,572	4,847	16,413
平成18年5月31日 残高	14,932	17,264	77,201	△ 398	109,000	5,216	1,158	6,375	11,653	127,030

(記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。)

連結注記表

連結計算書類は「会社計算規則」(平成18年2月7日 法務省令第13号)に基づいて作成しております。

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 21社

主な連結子会社の名称は、「事業報告 I. 企業集団の現況に関する事項 3. 重要な子会社の状況」に記載しているため省略しております。

従来、非連結子会社であったポラテクノ(香港) Co.,Ltd.は重要性が増加したため、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

また、当連結会計年度より新規設立したE-マテリアルズ株式会社及びニッポンカヤク CZ,s.r.o.を連結対象としております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

テクノ・グリーン株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

総資産、売上高、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも少額であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼさないものであるため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 2社

会社の名称 化薬アクゾ株式会社、三光化学工業株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主な会社の名称

株式会社ニコス、新和産業株式会社

(持分法を適用しなかった理由)

当期純利益及び利益剰余金等のうち当社持分に見合う額は、いずれも少額であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼさないものであるため、持分法の対象から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社である和光都市開発株式会社及び株式会社ポラテクノは、決算日が3月31日であります。

(2) 連結子会社であるインデット セイフティ システムズ a.s.、招遠先進化工有限公司、無錫先進化薬化工有限公司、ライフスパークInc.、化薬化工(無錫)有限公司、無錫宝来光学科技有限公司、モクステック,Inc.、ポラテクノ(香港) Co.,Ltd.、E-マテリアルズ株式会社及びニッポンカヤク CZ,s.r.o.の決算日は12月31日であるため、3月31日に仮決算を行っております。

4. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的債券 …償却原価法(定額法)

② その他有価証券 …時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

…時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法。ただし、建物(建物附属設備を除く)は平成10年4月1日以降取得分より、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 割戻引当金

当社は、医薬品の販売について、将来発生することが見込まれる売上割戻額の発生に備えるため、期末売掛金残高に割戻見込率を乗じた金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社及び一部連結子会社は、役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

⑤ 役員退職給与引当金

一部連結子会社は、役員の退職による役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、期末要支給額の100%を計上しております。

⑥ 修繕引当金

当社及び一部連結子会社は、長期賃貸契約を締結している施設の将来定期的に発生する修繕費支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 連結子会社の資産及び負債の評価の方法

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(8) 連結調整勘定の償却の方法及び期間

連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更〕

1. 固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益が192百万円減少しております。

2. 役員賞与に関する会計基準

当社及び一部連結子会社は、役員賞与について、従来は利益処分により未処分利益の減少として会計処理しておりましたが、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）に従い、発生時に費用処理しております。これにより、従来の方法と比較して、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ145百万円減少しております。

3. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。従来資本の部の合計に相当する金額は115,376百万円であります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	10,153百万円
機械装置及び運搬具	184百万円
土地	402百万円
有形固定資産その他	5百万円
投資有価証券	184百万円

計 10,929百万円

担保に係る債務の金額 13,373百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 114,470百万円

3. 保証債務

従業員の金融機関等からの借入に対する債務保証 2,154百万円

4. 受取手形割引高 256百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

- (1) 当連結会計年度の末日における当社の発行済株式の総数 182,503,570株
 (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成17年8月30日 定時株主総会	普通株式	1,127	6.20	平成17年5月31日	平成17年8月31日
平成17年12月28日 取締役会	普通株式	1,000	5.50	平成17年11月30日	平成18年2月1日

- (3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年8月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,636	14.50	平成18年5月31日	平成18年8月31日

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 634円51銭
 2. 1株当たり当期純利益 52円92銭

(注) 各注記の記載金額は全て百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年7月14日

日本化薬株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大日向雅子 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 関口 弘和 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本化薬株式会社の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化薬株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。
2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より役員賞与に関する会計基準を適用している。
3. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第149期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。なお、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)の報告を受けました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年7月19日

日本化薬株式会社 監査役会

常任監査役(常 勤) 大島 祐 ㊟

監 査 役(社外監査役) 小澤 祐吉 ㊟

監 査 役(社外監査役) 斎藤 昭一 ㊟

監 査 役(社外監査役) 太田 洋 ㊟

貸借対照表

(平成18年5月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	79,167	流動負債	28,467
現金及び預金	3,257	支払手形	924
受取掛手形	673	買掛金	10,011
売掛金	36,831	短期借入金	1,062
有価証券	8,496	未払入金	11,920
商製品	3,403	未払法人税等	63
製成品	8,047	未払費用	3,226
半製品	4,441	預り金	181
原材料	2,880	返品調整引当金	487
仕掛品	239	割戻引当金	62
貯蔵品	280	役員賞与引当金	348
前払費用	5,649	その他の流動負債	140
繰延税金資産	1,299		39
短期貸付金	1,870	固定負債	28,023
立替金	149	長期借入金	3,805
未収金	1,503	長期預り金	11,593
その他の流動資産	148	退職給付引当金	7,391
貸倒引当金	△ 6	修繕引当金	207
固定資産	77,043	繰延税金負債	4,506
有形固定資産	44,938	その他の固定負債	519
建物	21,773		
構築物	2,740	負債合計	56,491
機械及び装置	9,602	(純資産の部)	
車両運搬具	72	株主資本	94,774
工具器具備品	2,260	資本金	14,932
土地	4,919	資本剰余金	17,263
建設仮勘定	3,569	資本準備金	17,257
無形固定資産	2,716	その他資本剰余金	6
営業権	300	利益剰余金	62,973
特許権	10	利益準備金	3,733
商標権	1,029	その他利益剰余金	59,240
借地権	320	配当引当積立金	2,800
施設利用権	72	中間配当積立金	3
ソフトウェア	974	研究開発積立金	13,300
ソフトウェア仮勘定	9	新事業開発積立金	4,100
投資その他の資産	29,388	特別償却積立金	262
投資有価証券	16,361	圧縮記帳積立金	3,480
関係会社株式	10,370	圧縮記帳特別勘定積立金	1,466
関係会社出資	2,179	別途積立金	31,930
長期貸付金	2,237	繰越利益剰余金	1,897
長期前払費用	1,995	自己株式	△ 395
その他の投資	1,222	評価・換算差額等	4,945
貸倒引当金	△ 1,346	その他有価証券評価差額金	4,945
投資損失引当金	△ 3,631		
資産合計	156,211	純資産合計	99,720
		負債及び純資産合計	156,211

(記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

（平成17年6月1日から
平成18年5月31日まで）

(単位:百万円)

科 目	金	額
売 上 高		99,685
売 上 原 価	60,231	
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 益	46	
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 損	62	△ 15
売 上 総 利 益		39,438
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	32,280	
営 業 利 益		7,157
(営 業 外 収 益)		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,212	
雑 益	562	1,775
(営 業 外 費 用)		
支 払 利 息	121	
雑 損	555	676
経 常 利 益		8,256
(特 別 利 益)		
固 定 資 産 売 却 益	8,456	
貸 倒 引 当 金 戻 入 差 益	24	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7	8,488
(特 別 損 失)		
固 定 資 産 処 分 損	3,459	
関 係 会 社 投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	3,631	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,308	
減 損 損 失	192	
環 境 対 策 費 用	129	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	47	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	11	8,779
税 引 前 当 期 純 利 益		7,965
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,025	
法 人 税 等 調 整 額	3,997	5,022
当 期 純 利 益		2,942

(記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成17年6月1日から
平成18年5月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
					配当引当積立金	中間配当積立金	研究開発積立金	新事業開発積立金	特別償却積立金	
平成17年5月31日残高	14,932	17,257	2	17,259	3,733	2,800	2	13,300	4,100	83
事業年度中の変動額										
自己株式の処分			4	4						
中間配当積立金の積立							1,001			
中間配当積立金の取崩							△1,000			
特別償却積立金の積立										272
特別償却積立金の取崩										△93
事業年度中の変動額合計	-	-	4	4	-	-	0	-	-	179
平成18年5月31日残高	14,932	17,257	6	17,263	3,733	2,800	3	13,300	4,100	262

	株主資本						評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	圧縮記帳積立金	圧縮記帳特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
平成17年5月31日残高	1,019	-	30,430	6,745	62,213	△291	94,114	3,106	3,106	97,221
事業年度中の変動額										
剰余金の配当				△1,127	△1,127		△1,127			△1,127
剰余金の配当(中間配当)				△1,000	△1,000		△1,000			△1,000
利益処分による役員賞与				△55	△55		△55			△55
当期純利益				2,942	2,942		2,942			2,942
自己株式の取得						-	△111			△111
自己株式の処分							7			11
中間配当積立金の積立				△1,001						
中間配当積立金の取崩				1,000						
特別償却積立金の積立				△272						
特別償却積立金の取崩				93						
圧縮記帳積立金の積立	2,682			△2,682						
圧縮記帳積立金の取崩	△222			222						
圧縮記帳特別勘定積立金の積立		1,466		△1,466						
別途積立金の積立			1,500	△1,500						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								1,838	1,838	1,838
事業年度中の変動額合計	2,460	1,466	1,500	△4,847	759	△103	659	1,838	1,838	2,498
平成18年5月31日残高	3,480	1,466	31,930	1,897	62,973	△395	94,774	4,945	4,945	99,720

(記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。)

個別注記表

計算書類は「会社計算規則」(平成18年2月7日 法務省令第13号)に基づいて作成しております。

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的債券 …償却原価法 (定額法)
- (2) 子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券 …時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
…時価のないもの
移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法。ただし、貯蔵品は移動平均法による原価法。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法。ただし、建物(建物附属設備を除く)は平成10年4月1日以降取得分より、定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産
定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 重要な引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 投資損失引当金
関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。
- (3) 割戻引当金
医薬品の販売について、将来発生することが見込まれる売上割戻額の発生に備えて、当期末売掛金残高に割戻見込率を乗じた金額を計上する方式によっております。
- (4) 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌期から費用処理することとしております。
過去勤務債務はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

(6) 修繕引当金

長期賃貸契約を締結している商業施設の将来定期的に発生する修繕費支出に備えるため、当期に負担すべき金額を費用計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

〔会計処理の変更〕

1. 固定資産の減損に係る会計基準

当期より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。これにより税引前当期純利益が192百万円減少しております。

2. 役員賞与に関する会計基準

役員賞与については、従来は利益処分により未処分利益の減少として会計処理しておりましたが、当期より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)に従い、発生時に費用処理しております。これにより、従来の方法と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ140百万円減少しております。

3. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。従来資本の部の合計に相当する金額は99,720百万円であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産

有形固定資産	建物	6,244百万円
	構築物	41百万円
	機械及び装置	81百万円
	土地	84百万円
	計	6,452百万円

担保に係る債務の金額 10,456百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 100,689百万円

3. 保証債務

子会社及び従業員の金融機関等からの借入に対する債務保証 5,849百万円

4. 関係会社に対する短期金銭債権 7,808百万円

関係会社に対する長期金銭債権 2,287百万円

関係会社に対する短期金銭債務 1,463百万円

関係会社に対する長期金銭債務 169百万円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社に対する売上高	11,436百万円
関係会社からの仕入高	3,961百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	548百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当期末における自己株式の総数	692,638株
----------------	----------

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産	
流動資産の部	
未払賞与	877百万円
その他	421百万円
繰延税金資産合計	1,299百万円
2. 繰延税金負債	
固定負債の部	
退職給付引当金	2,034百万円
その他	2,661百万円
繰延税金資産小計	4,695百万円
評価性引当額	△ 2,235百万円
繰延税金資産合計	2,459百万円
其他有価証券評価差額金	△ 3,392百万円
その他	△ 3,574百万円
繰延税金負債合計	△ 6,966百万円
繰延税金負債の純額	△ 4,506百万円

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	548円48銭
2. 1株当たり当期純利益	16円18銭

(注)各注記の記載金額は全て百万円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年7月14日

日本化薬株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大日向雅子 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 関口 弘和 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本化薬株式会社の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当期より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。
2. 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当期より役員賞与に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第149期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。なお、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)の報告を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年7月19日

日本化薬株式会社 監査役会

常任監査役(常 勤) 大島 祐 ㊟

監 査 役(社外監査役) 小澤 祐吉 ㊟

監 査 役(社外監査役) 斎藤 昭一 ㊟

監 査 役(社外監査役) 太田 洋 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重視しておりますが、その姿勢をより明確にするため、前期より各期の連結業績に連動させた配当を行うことを基本方針といたしました。安定的かつ継続的な利益還元と内部留保レベルを勘案し、配当性向は、連結当期純利益の40%程度を中期的な目標としてまいります。ただし、特別な変動要因があった場合は調整させていただきます。また、内部留保は成長事業への設備投資や研究開発投資等へ充当し、企業価値を高めてまいります。

この方針に基づき、当期の期末配当等につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	17,500,000,000円
繰越利益剰余金	2,703,037,957円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

配当引当積立金	2,800,000,000円
中間配当積立金	3,037,957円
研究開発積立金	13,300,000,000円
新事業開発積立金	4,100,000,000円

2. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金14円50銭 総額 2,636,258,514円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成18年8月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業拡大に備え、事業目的として現行定款第2条(目的)第9号の次に第10号を新設し、あわせて以下の号数を順次繰り下げるものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を機動的に構築できるようにするとともに、取締役の経営責任をより明確にするため、変更案第21条のとおり取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。また、第148回定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、変更後の規定にかかわらず、従前の規定が適用されることを明確にするため、附則を設けるものであります。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)および会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号、以下「整備法」といいます。)が平成18年5月1日から施行されたことに伴い、以下のとおり変更するものであります。
 - ① 単元未満株式についての権利を合理的な範囲に限定するため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
 - ② 株式に関する取扱いのほか、株主様の権利行使に関する手続についても株式等取扱規程で定めることができるようにするため、変更案第13条のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ③ 代理人による議決権の行使について、変更案第18条(議決権の代理行使)にその人数および行使方法を定めるものであります。
 - ④ 社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、広く人材の登用を可能にするため、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができるよう、変更案第26条および第32条を新設するものであります。なお、社外取締役との責任限定契約の締結に関する変更案第26条の新設を議案として本総会に提出することにつきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。
 - ⑤ 整備法により、定款に定めがあるものとみなされている事項について、次のとおり条文の新設または所要の変更を行うものであります。
 - ・変更案第4条(機関)の新設
 - ・変更案第7条(株券の発行)の新設
 - ・現行定款第9条(名義書換代理人)の文言変更
 - ⑥ 会社法で用いられている用語、表現にあわせた所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記のほか、条文の新設、削除に伴う条数の変更等条文の整備および一部字句の修正など、全般にわたって所要の変更および整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 (省略)	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. (省略) 9. (新設) <u>10.</u> (省略) <u>26.</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. (現行どおり) 9. <u>10. フィルムの製造、加工及び販売</u> <u>11.</u> (現行どおり) <u>27.</u>
(本店) 第3条 (省略)	(本店) 第3条 (現行どおり)
(新設)	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>
(公告の方法) 第4条 (省略)	(公告方法) 第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(会社の発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、7億株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、7億株とする。
(新設)	(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得) 第6条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	(自己の株式の取得) 第8条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。当会社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。当会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式等取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p>
<p>第8条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規程に定めるところにより、<u>その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を当会社に請求することができる。</u></p>	<p>第10条 <u>当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>次条に定める請求をする権利</u>
<p>(単元未満株式の買増し)</p>	<p>(単元未満株式売渡請求)</p>
<p>第9条 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及びその抹消、信託財産の表示及びその抹消、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り及び買増し、諸届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第11条 当会社の株主は、<u>株式等取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第9条 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及びその抹消、信託財産の表示及びその抹消、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り及び買増し、諸届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第12条 当会社は、<u>株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p>	<p>(株式等取扱規程)</p>
<p>第10条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、<u>単元未満株式の買取り及び買増しその他の株式に関する取扱いについては、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>第13条 当会社の株式に関する取扱い、<u>株主の権利行使に関する取扱い及び手数料については、法令または定款に定めるところのほか、取締役会の定める株式等取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日) 第11条 <u>定時株主総会において権利を行使することができる株主は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。</u> <u>前項のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第12条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(議長) 第13条 株主総会の議長は、社長がこれに当り、<u>社長事故</u>あるときは取締役会の決議に<u>基</u>き、あらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに当る。</p> <p>(決議方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p><u>商法第343条に定める決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>取締役の解任の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 株主が、代理人をもって議決権を行使しようとするとき、その代理人は、当会社の議決権を有する株主でなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第14条 (現行どおり)</p> <p>(基準日) 第15条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。</u></p> <p>(議長) 第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当り、<u>社長に事故</u>あるときは取締役会の決議に<u>基</u>づき、あらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに当る。</p> <p>(決議方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権</u>を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> <u>取締役の解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第18条 株主が、代理人をもって議決権を行使しようとするとき、その代理人は、当会社の議決権を有する株主<u>1名</u>でなければならない。 <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の定員) 第16条 (省略)</p> <p>(取締役の選任) 第17条 取締役は、株主総会において選任する。 前項の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会) 第19条 取締役会は、法令または定款に定める事項の<u>外会社の重要な業務執行を決定する。</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、<u>取締役会の招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</u> 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを</u>行う。</p> <p>(役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、必要に応じ、取締役会長1名を定める。</p> <p>(代表取締役) 第21条 会社を代表すべき取締役は、<u>2名以内とし、取締役会の決議をもってこれを定める。</u> 取締役社長は、代表取締役とする。</p> <p>(相談役及び顧問) 第22条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の定員) 第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会) 第22条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、<u>会社の重要な業務執行を決定する。</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、必要に応じ、取締役会長1名を定める。</p> <p>(代表取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって、<u>代表取締役2名以内を選定する。</u> 取締役社長は、代表取締役とする。</p> <p>(相談役及び顧問) 第25条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(社外取締役との間の責任限定契約) <u>第26条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役、監査役会及び会計監査人</p> <p>(監査役の定員) 第23条 (省略)</p> <p>(監査役の選任) 第24条 監査役は、株主総会において選任する。 前項の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>取締役社長は、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。</p> <p>(監査役の任期) 第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(監査役会) 第26条 監査役会は、法令または定款に定める事項の<u>外</u>、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で会社における監査役の職務執行に関する事項を決定する。 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 監査役の実員の同意があるときは、<u>監査役会の招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第27条 <u>監査役は、その互選をもって常任監査役を定める。</u> <u>常任監査役は、常勤とする。</u></p>	<p>第5章 監査役、監査役会及び会計監査人</p> <p>(監査役の定員) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>取締役社長は、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。</p> <p>(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(監査役会) 第30条 監査役会は、法令または定款に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で会社における監査役の職務執行に関する事項を決定する。 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 監査役の実員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第31条 <u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u> <u>監査役は、その互選をもって常勤の監査役の中から常任監査役を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(会計監査人の選任) 第28条 (省略)</p>	<p>(社外監査役との間の責任限定契約) 第32条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(会計監査人の選任) 第33条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期) 第29条 <u>当会社の営業年度は、毎年6月1日から5月31日までの1年間とし、毎年5月31日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金) 第30条 <u>利益配当金は、毎年5月31日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者にこれを支払う。</u></p> <p>(中間配当金) 第31条 <u>取締役会の決議により、毎年11月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対し、商法第293条ノ5に規定する金銭の分配(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第32条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、会社はその支払義務を免がれるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第34条 <u>当会社の事業年度は、毎年6月1日から5月31日までとする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第35条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。</u></p> <p>(中間配当) 第36条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第37条 <u>配当財産その他の株主等に交付する財産については利息を付さず、当該財産がその交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>(附 則) 1. <u>第21条の規定にかかわらず、平成18年8月開催の定時株主総会終結前に在任する取締役の任期に関しては、当該株主総会における改正前の当社定款第18条の規定はなお効力を有する。なお、本附則は、該当する全ての取締役の任期到来後は特段の行為を要することなく削除されるものとする。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役小牧正雄、千葉皓一、福島良昭、萬代晃、池田義之の5名が任期満了となりますので、4名の重任と1名の新任合わせて5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

(重任)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の利 害関係
1	千葉皓一 (昭和19年9月2日生)	昭和44年4月 当社入社 平成4年9月 当社広報室長 平成9年8月 当社医薬事業本部企画室長 平成12年8月 当社取締役 平成14年6月 当社西部支社長 平成16年8月 当社常務取締役 当社グループ管理本部長(現在) 平成17年8月 当社取締役(現在) 当社常務執行役員(現在)	13,000株	なし
2	福島良昭 (昭和21年10月4日生)	昭和47年4月 当社入社 平成10年12月 当社化学品事業本部色材事業部長 平成14年8月 当社取締役 平成16年8月 当社常務取締役 当社化学品事業本部長(現在) 平成17年8月 当社取締役(現在) 当社常務執行役員(現在)	11,000株	なし
3	萬代晃 (昭和22年2月23日生)	昭和44年4月 当社入社 平成9年8月 当社名古屋支社長 平成11年7月 当社医薬事業本部営業本部長 平成14年8月 当社取締役(現在) 平成16年8月 当社西部支社長 平成17年8月 当社常務執行役員(現在) 当社医薬事業本部長(現在)	11,000株	なし
4	池田義之 (昭和21年7月10日生)	昭和45年4月 当社入社 平成12年7月 当社厚狭工場長 平成14年6月 当社化学品事業本部インフレータ 事業部長 平成16年8月 当社取締役(現在) 当社セイフティシステムズ事業部長 平成17年8月 当社常務執行役員(現在) 平成18年2月 当社セイフティシステムズ事業担当 (現在)	10,000株	なし

(新任)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の利 害関係
5	下 宮 敬 三 (昭和22年2月17日生)	昭和44年4月 当社入社 平成13年6月 当社化学品事業本部化学品研究 本部長 平成15年8月 当社取締役 当社化学品事業本部機能材事業 本部長 平成16年8月 当社機能化学品事業本部電子情 報材料事業部長(現在) 平成17年8月 当社執行役員(現在)	10,000株	なし

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役小澤祐吉氏が辞任いたしますので、監査体制の一層の充実強化を図るため、1名の増員を含めた新任2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

(新任)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに他の法人等の代表状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の利 害関係
1	浅 川 幸 久 (昭和24年3月6日生)	昭和47年4月 当社入社 平成14年4月 当社ビジネスサポートセンター経 理グループ財務担当主管 平成15年8月 当社ビジネスサポートセンター経 理グループ長 平成16年8月 当社グループ管理本部経理部長 (現在) 平成17年8月 当社執行役員(現在)	7,000株	なし
2	高 松 泰 治 (昭和26年4月24日生)	昭和49年4月 明治生命保険相互会社入社 平成14年7月 同社取締役 平成16年1月 明治安田生命保険相互会社(合 併により改称)執行役員 平成17年4月 同社常務執行役員 平成18年4月 同社副社長執行役員 平成18年7月 同社取締役執行役副社長(現在)	0株	なし

(注)高松泰治氏は、社外監査役候補者であります。

第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成10年8月28日開催の第141回定時株主総会において「月額3千万円以内」(年額換算3億6千万円以内)とご承認いただき、今日に至っておりますが、今般、会社法の施行に伴い取締役賞与も報酬等として株主総会の承認が必要とされることとなりましたので、報酬等の総額の表示を月額ベースから年額ベースに改めるとともに、取締役の報酬等の総額を、固定枠として「年額3億6千万円以内」と取締役賞与として「年額2億円以内」の合計額(年額5億6千万円以内)に改定させていただきたいと存じます。

取締役の報酬等の額のうち、固定枠につきましては、過去の支給額その他諸般の事情を勘案したものであります。

取締役賞与につきましては、事業年度ごとに、当該事業年度に在任した取締役に對して支給いたしますが、その総額は、当該事業年度の特別損益の影響を排除するため、税引後連結経常利益(税額は単体の実効税率で計算)から少数株主利益を控除した計算上の連結当期純利益の2%を基準として諸般の事情を考慮して取締役会にて具体的に定める(ただし、上限は2億円)ことといたしたく存じます。これは、従来の利益処分における取締役賞与金支給額の水準に加えて、平成17年8月30日開催の第148回定時株主総会の終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止したこと等の事情を勘案したものであります。

なお、現在の取締役の員数は8名であり、第3号議案をご承認いただいた後も取締役の員数は8名であります。

第6号議案 監査役の報酬等の額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成10年8月28日開催の第141回定時株主総会において「月額5百万円以内」(年額換算6千万円以内)とご承認いただき、今日に至っておりますが、今般、監査体制の一層の強化充実を図るため監査役を1名増員いたしますこと、平成17年8月30日開催の第148回定時株主総会の終結の時をもって監査役の退職慰労金制度を廃止したこと等を勘案し、報酬等の総額の表示を月額ベースから年額ベースに改めるとともに、過去の支給額等を踏まえ、監査役の報酬等の総額を「年額9千万円以内」と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は4名ありますが、第4号議案をご承認いただきますと5名となります。

以 上

株主総会会場ご案内

会場 東京都千代田区富士見一丁目11番2号 当社本店(東京富士見ビル)2階会議室
電話 (03) 3237-5334

